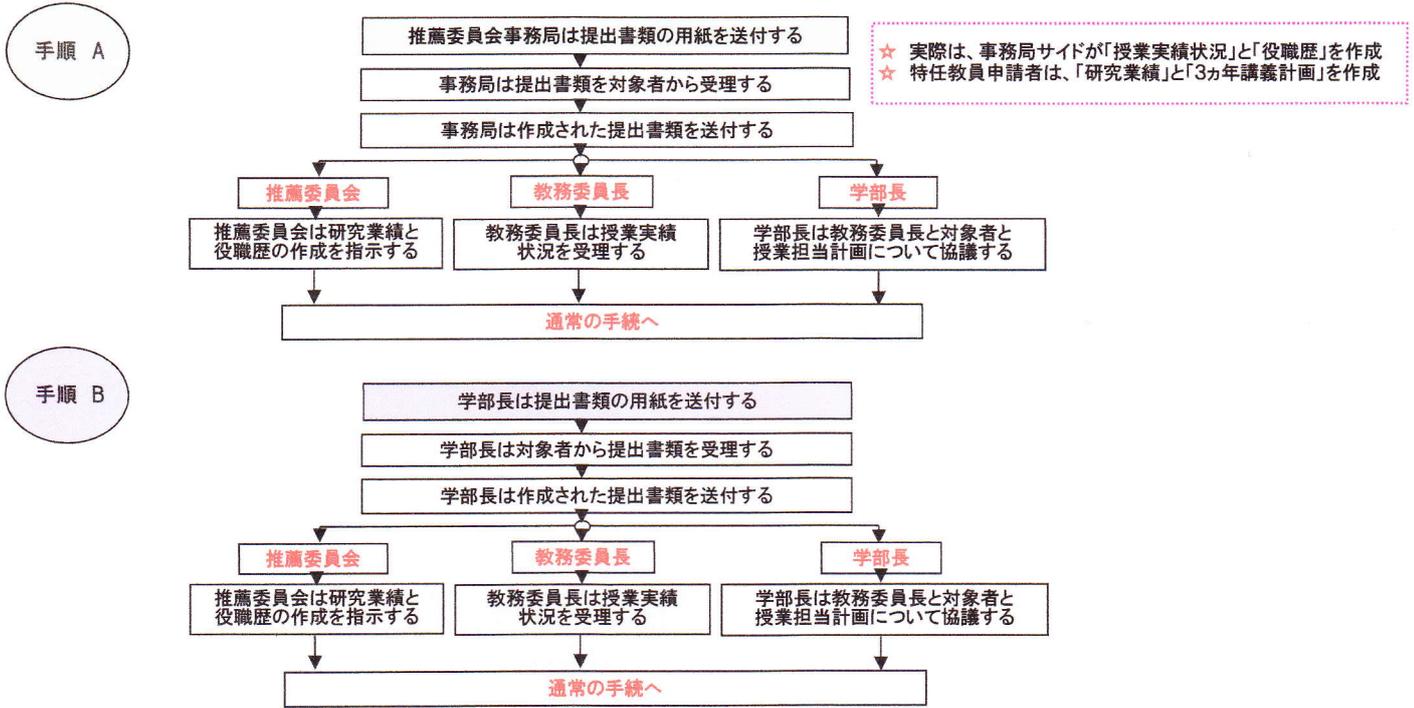


原告に対し、「特任教員任用規程」を無視する、
経営学部執行部、被告井形学部長 & 被告池島副学部長、北村カリキュラム委員らの実施手順

◆ 推薦委員会手続の趣旨に添う、書類提出にいたる前段階

- ☆ 詳細手続が規程には明記されていないが、次の手順AとBの2つのルートが考えられる。
- ☆ 原告の場合、事務局と学部長の双方から提出書類の用紙が送られてくる。



◆ 原告のケースは、推薦委員会手続の趣旨を反映させない、悪意ある前段階

今回の手順

